

福島、
その先の
環境へ。

対話フォーラム

福島県での環境再生事業と今後の課題

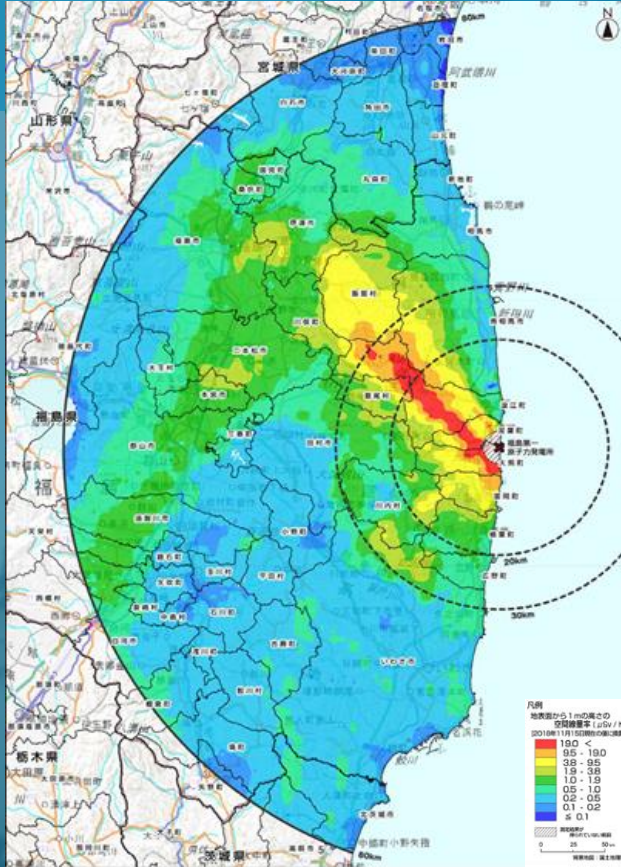
環境省 環境再生・資源循環局

2022年7月23日

経緯

東京電力福島第一原子力発電所の事故により

放射性物質による
環境の汚染が発生



80km圏内における空間線量率の分布マップ (文部科学省発表 2011.12.16)



避難指示区域の概念図 (区域見直し後)



放射線量を下げるため

除染

を実施。



福島県の空間線量率は 世界の主要都市と同レベルに

主要都市の空間線量率の測定結果（参考）

ニューヨーク	0.05	$\mu\text{Sv/h}$
福島	0.07	$\mu\text{Sv/h}$
北京	0.07	$\mu\text{Sv/h}$
ベルリン	0.08	$\mu\text{Sv/h}$
ロンドン	0.11	$\mu\text{Sv/h}$
ソウル	0.12	$\mu\text{Sv/h}$

出典：「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 令和3年度版」、日本政府観光局
ロンドンは2018年1月24日、ニューヨークは2019年1月18日、北京・ソウルは同年9月24日、福島は同年9月18日時点の数値、ベルリンは同年9月27日

福島の空間線量率は、年々減少しており
現在では海外主要都市とほぼ同水準になっている



除染の結果、**大量の除去土壌等**が発生。

これらは県内各地の**仮置場**に置かれたが、復興を進めるため、中間貯蔵施設へ。

(昨年度末で、県内の除去土壌等（帰還困難区域を除く）の概ね搬入完了。)



中間貯蔵施設

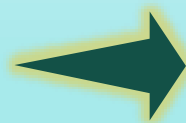


中間貯蔵施設は 大熊町 双葉町に立地
受け入れの際、地元の皆様に大変重いご決断をいただいた

大熊町・双葉町の
町長のビデオメッセージをご覧ください

県外最終処分

法律で定められた国の責務



「除去土壌等を 30 年以内(2045年まで)に福島県外で最終処分すること」

福島の深刻な環境被害と、それによる住民の方々の重すぎる負担を考慮したもの

除去土壌の再生利用の必要性



中間貯蔵施設へ運び込まれた除去土壌等の量は

東京ドーム約11杯分

県外最終処分に向け

**最終処分量を低減するための
再生利用が鍵**

除去土壌の放射能濃度分布

濃度の**低い**土壌

再生利用

公共工事等で管理
した上での再生利用

覆土材

再生資材

8,000Bq/kg以下
約 3 / 4

8,000Bq/kg超
約 1 / 4

減容等を図った上で

中間貯蔵開始後
30年以内の
県外最終処分の完了



安全に再生利用を行うための対策

安全性の確保を大前提に、適切な管理の下での利用

追加被ばく線量1mSv/年を超えないよう

制限するための放射能濃度を設定（8,000Bq/kg以下を原則）

覆土等による遮へい、飛散・流出の防止等

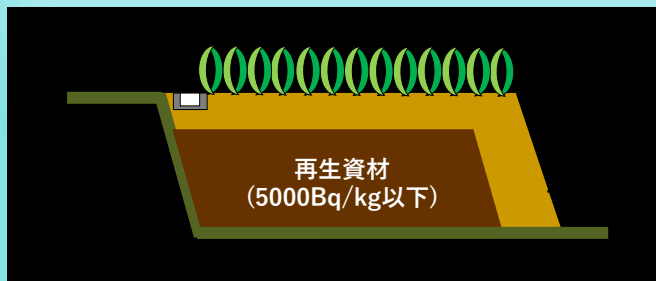
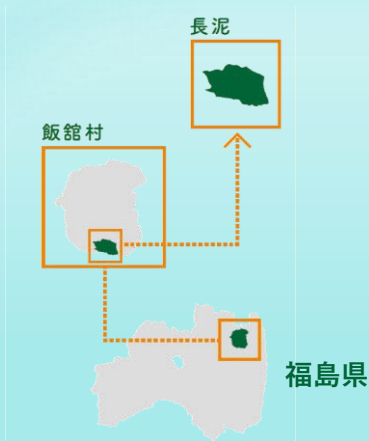
を実施（50cmの覆土により99%以上の放射線がカットできる）

<日本人の放射線被ばく>

- 自然環境から年間2.1mSv/年
- CTスキャンによる医療被ばく 1回あたり5-10mSv

飯舘村長泥地区での再生利用実証事業

安全性の確保を前提として、再生資材として利用するための実証事業



花や資源作物、食用作物 を住民のご協力のもと栽培

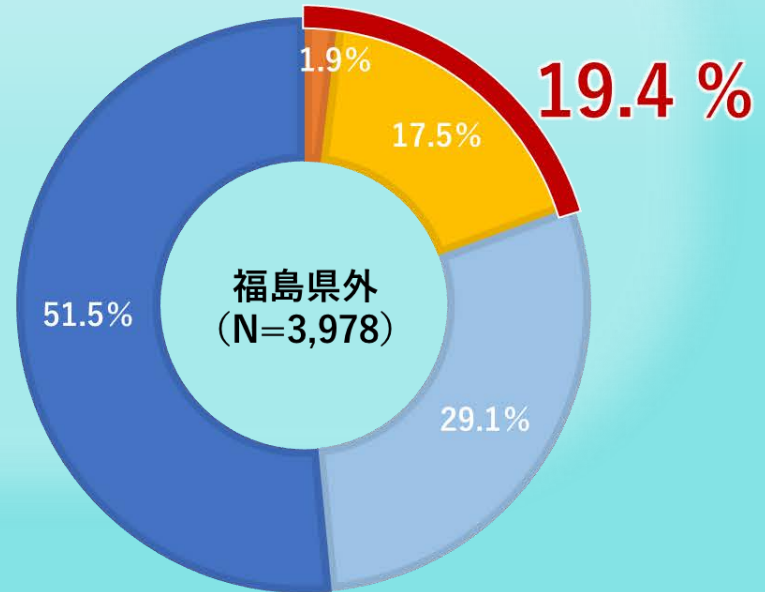
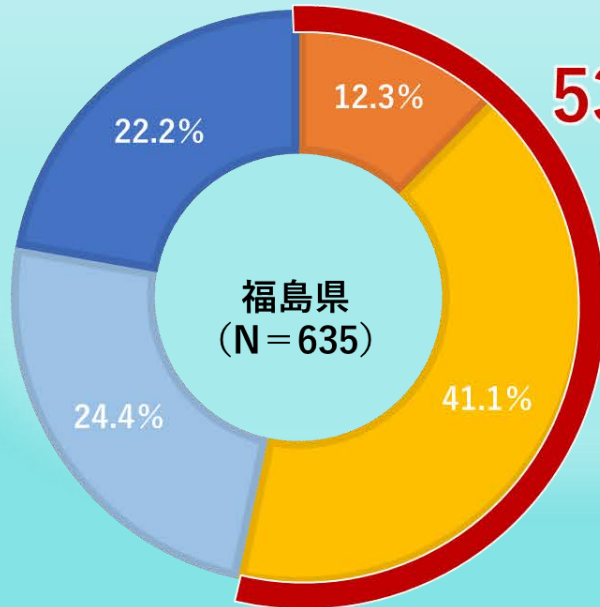
**飯舘村長泥地区環境再生事業
紹介動画をご覧ください**

県外最終処分の方針に関する認知度

福島県内の除去土壌等の県外最終処分は、国としての約束であり、法律にも規定された国の責務。

他方、この認知度は、県内で約**5割**、県外で約**2割**。

Q. あなたは、除去土壌等が中間貯蔵開始後30年以内に福島県外において最終処分されると法律で定められていることをどの程度ご存知でしたか



福島県内除去土壌を用いた鉢植え等の設置



環境省（環境大臣室）



総理大臣官邸



復興庁（復興大臣室）



環境省



総務省

環境省分は設置前後の約2年5ヶ月、鉢植え周辺の**空間線量率は変化なし**。
鉢植えを環境省関連施設など12箇所に設置。また、環境省正面玄関にプランターを設置。

一人でも多くの方に
この問題を知っていただき
共に考えていただきたい